

福岡県公報

令和6年5月31日
第500号

目次

告示(第333号-第343号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく施術者の指定の辞退 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)及び住所(所在地)の変更 (保護・援護課) 4
- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 5
- 漁業共済の加入区の設定の一部変更 (漁業管理課) 5
- 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) 6
- 洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深 (河川管理課) 7

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 落札者等の公示 (税務課) 7
- 落札者等の公示 (税務課) 7
- 落札者等の公示 (税務課) 8
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) 8
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項の変更 (住宅計画課) 9

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 10
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 10
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 10
- 落札者等の公示 (税務課) 10
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 11

選挙管理委員会

- 令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 (行財政支援課) 11

公安委員会

- 技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 11
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) 13
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) 13
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 14
- クロスボウの取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) 14
- クロスボウの取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) 15

告 示

福岡県告示第333号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場

合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生422	なかがわ内科	糟屋郡志免町大字南里四丁目11-13	R6・5・1
粕生421	医療法人 須恵町ゆうろう内科クリニック	糟屋郡須恵町大字植木477-40	R6・4・1
筑生117	ちくご糖尿病・内分泌クリニック	筑後市大字前津4-1	R6・4・1
う生49	境クリニック	うきは市吉井町鷹取227	R6・5・1
柳生131	川口内科医院	柳川市三橋町高畑293-1	R6・4・1
直生170	ていーだクリニック整形外科	直方市大字感田1872-7	R6・4・1
京生147	喜之道クリニック	築上郡吉富町大字広津291-1	R6・4・1
筑紫生歯97	なおえ歯科	筑紫野市二日市中央二丁目8-8	R6・5・1
中生歯59	医療法人 櫻賀和 加来歯科医院	中間市中間一丁目6-22	R6・4・1
粕生薬197	野間薬局南里店	糟屋郡志免町南里四丁目11-12	R6・5・1
像生薬75	いなもと調剤薬局	宗像市稲元三丁目1-6	R6・4・1
那珂生薬6	エース薬局	那珂川市道善二丁目59-2	R6・4・1
八女生薬59	古賀薬局	八女市黒木町桑原156-8	R6・4・1
う生薬41	ハート薬局うきは店	うきは市吉井町鷹取221-1	R6・5・1
大生薬207	さくら薬局渡瀬店	大牟田市大字宮崎字岩丸5-19	R6・5・1
直生薬109	直方スガムラ調剤薬局	直方市古町16-3	R6・4・1
宗遠生薬18	みどりの森調剤薬局	遠賀郡岡垣町海老津二丁目7-5	R6・4・1
中生薬52	友だちファーマシー	中間市中尾一丁目1-22	R6・4・1

行生薬94	大信薬局高瀬店	行橋市大字高瀬199-1	R6・4・1
大生訪30	訪問看護 とーとうがなし	大牟田市大字三池962-2	R6・4・1

福岡県告示第334号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生402	須恵町ゆうろう内科クリニック	糟屋郡須恵町大字植木477-40	R6・3・31
大野生65	医療法人やなぎだ耳鼻咽喉科医院	大野城市錦町二丁目3-12	R6・3・31
春生38	野北外科胃腸科医院	春日市上白水一丁目19	R6・3・31
筑生111	ちくご糖尿病・内分泌クリニック	筑後市大字前津字松葉4-1	R6・3・31
柳生90	川口内科医院	柳川市三橋町高畑293-1	R6・3・31
大生455	佐藤眼科	大牟田市上屋敷町一丁目1-2	R6・3・31
直生40	太田医院	直方市大字植木1178-2	R6・3・31
直生73	西田外科医院	直方市大字頓野字野添2104-19	R6・3・7
直生165	ていーだクリニック整形外科	直方市大字感田1872-7	R6・3・31
飯生335	前田眼科クリニック	飯塚市枝国長浦666-48 イオン穂波ショッピングセンター	R6・2・29
田生130	医療法人 中富内科医院	田川市大字弓削田219-1	R6・3・31

中生78	心と体のゆりクリニック	中間市通谷一丁目36-2	R6・3・31
京生136	喜之道クリニック	築上郡吉富町大字広津291-1	R6・3・31
宰生歯20	魚住歯科医院	太宰府市宰府二丁目9-13	R6・3・31
春生歯12	鳥添歯科医院	春日市春日原東町一丁目20	R6・3・30
宮生歯12	大曲歯科医院	宮若市竹原339-1	R5・12・31
中生歯30	加来歯科医院	中間市中間一丁目6-22	R6・3・31
像生薬55	いなもと調剤薬局	宗像市稲元三丁目1-6	R6・3・31
福岡生薬10	エース薬局	那珂川市道善二丁目59-2	R6・3・31
糸島地生薬6	有限会社 池田川薬局	糸島市波多江駅北三丁目19-20	R6・4・4
う生薬6	よしまつ薬局大村店	うきは市吉井町清瀬110-15	R6・4・1
直生薬34	直方スガムラ調剤薬局	直方市古町16-3	R6・3・31
田生薬56	有限会社中央調剤薬局 田川店	田川市上本町11-33	R6・3・21
遠生薬54	みどりの森調剤薬局	遠賀郡岡垣町海老津二丁目7-5	R6・3・31
中生薬46	友だちファーマシー	中間市中尾一丁目1-22	R6・3・31
行生薬33	タカセ調剤薬局	行橋市大字高瀬199-1	R6・3・31

福岡県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大生440	医療法人 誠和会 河野産婦人科医院	医療法人 誠和会 河野レディースクリニック	大牟田市正山町148-1	R6・2・1
飯生324	らそうむ内科リハビリテーションクリニック	医療法人夢結らそうむ内科笑顔で百歳クリニック	飯塚市鯉田2219-20	R6・4・1
福津生薬46	東福岡薬局	さくら薬局東福岡店	福津市東福岡三丁目4-5	R6・4・1
像生薬74	河東調剤薬局	さくら薬局赤間店	宗像市須恵一丁目16-24	R6・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地生70	みやこだ医院	糸島市二丈深江1217-6	糸島市二丈深江七丁目26-18	R5・11・3
北生歯196	しげおか歯科医院	糟屋郡新宮町大字三代905-15	糟屋郡新宮町新宮東五丁目7-32	H29・7・15
糸島地生歯25	きのした歯科医院	糸島市二丈深江1064-5	糸島市二丈深江七丁目28-1	R5・11・3
糸島地生歯33	二丈わかば歯科クリニック	糸島市二丈深江1806-3	糸島市二丈深江八丁目13-33	R5・12・12
糸島地生薬55	株式会社 二丈調剤薬局	糸島市二丈深江1217-27	糸島市二丈深江七丁目26-16	R5・11・3
糸島地生薬73	ライズ薬局	糸島市二丈深江1783-1	糸島市二丈深江八丁目11-1	R5・11・3

福岡県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ52	山口 真司（訪問マッサージ ハートナー大牟田）	大牟田市大字宮崎11-2-402 号	R6・4・12
柳生柔48	重松 はるり（Chiropractic office Fourseasons）	柳川市元町2-3	R6・4・1
小生柔58	佐藤 悠生（堺整骨院 小郡 院）	小郡市小坂井118-1	R6・5・1
筑紫生柔93	日出柄 このか（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目1-1	R6・5・1
筑紫生柔94	花村 大基（鍼撰組はりきゅ う整骨院）	筑紫野市二日市北二丁目2- 1 イオン二日市2F	R6・4・1
朝倉生柔30	大坪 未歩（トータルケア鍼 灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	R6・4・8
宗遠生柔61	山平 隆斗（堺整骨院 水巻 院）	遠賀郡水巻町樋口3-7	R6・5・1
田川生柔59	小山 竜司（おやま整骨院）	田川郡春春町大字春春1218	R6・5・1
京生柔49	清水 研人（鍼灸整骨院 長 生庵 菟田院）	京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	R6・4・1
田生はき22	高塚 彰（ぶらす鍼灸治療院 田川店）	田川市宮尾町4-5	R6・4・1
筑紫生はき32	花村 大基（鍼撰組はりきゅ う整骨院）	筑紫野市二日市北二丁目2- 1 イオン二日市2F	R6・4・1

福岡県告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日

飯生柔92	堀井 伸也（みんなの整骨院 ）	飯塚市片島一丁目1-1	R6・3・31
田生柔74	清水 研人（鍼灸整骨院 長 生庵 田川院）	田川市大字伊田2741-11 KM ビル1階	R6・3・28
京生柔33	眞路 悠吾（鍼灸整骨院 長 生庵 菟田院）	京都郡菟田町富久町一丁目5 -10	R6・4・1
田生はき11	池田 武文（からだすこやか 治療院 田川店）	田川市宮尾町4-5	R4・10・31

福岡県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定の辞退 年月日
飯生はき8	米光 伸二（ランタン鍼灸マ ッサージ治療院）	飯塚市本町8-7	R6・4・28

福岡県告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）及び住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
田生はき17	廣田 雅幸（からだすこやか治療院 田川店） 田川市宮尾町 4 - 5	廣田 雅幸（ぶらす鍼灸治療院 田川店） 田川市宮尾町 4 - 5	R 5 ・ 9 ・ 1

2 住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
粕生柔40	崎山 庫志（かめやま鍼灸整骨院） 糟屋郡志免町別府一丁目20-2	崎山 庫志（かめやま鍼灸整骨院） 糟屋郡須恵町大字上須恵912-2	R 6 ・ 4 ・ 16

福岡県告示第340号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和 6 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程（昭和32年3月福岡県告示第337号）	第3条	令和6年6月1日	福岡県自作農財産事務取扱交付金交付の申請
福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程（昭和32年3月福岡県告示第337号）	第4条第1項	令和6年6月1日	福岡県自作農財産事務取扱交付金の概算払請求
福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程（昭和32年3月福岡県告示第337号）	第5条	令和6年6月1日	福岡県自作農財産事務取扱交付金の申請事項の変更の申請

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程（昭和32年3月福岡県告示第337号）	第6条	令和6年6月1日	福岡県自作農財産事務取扱交付金の精算報告

福岡県告示第341号

漁業共済の加入区の設定（平成26年8月福岡県告示第663号）の一部を次のように変更し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第18条の5第4項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

特定のり三浦海苔生産加入区	三浦海苔生産漁業協同組合の地区	のり養殖業	を
特定のり三浦海苔生産加入区	大牟田市漁業協同組合の地区のうち旧三浦海苔生産漁業協同組合の地区	のり養殖業	に、
特定のり三浦第一加入区	三浦第一漁業協同組合の地区	のり養殖業	を
特定のり新大牟田加入区	新大牟田漁業協同組合の地区	のり養殖業	を
特定のり三浦第一加入区	大牟田市漁業協同組合の地区のうち旧三浦第一漁業協同組合の地区	のり養殖業	に改
特定のり新大牟田加入区	大牟田市漁業協同組合の地区のうち旧新大牟田漁業協同組合の地区	のり養殖業	を

める。

福岡県告示第342号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第980号）により指定した筑後農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県筑後農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

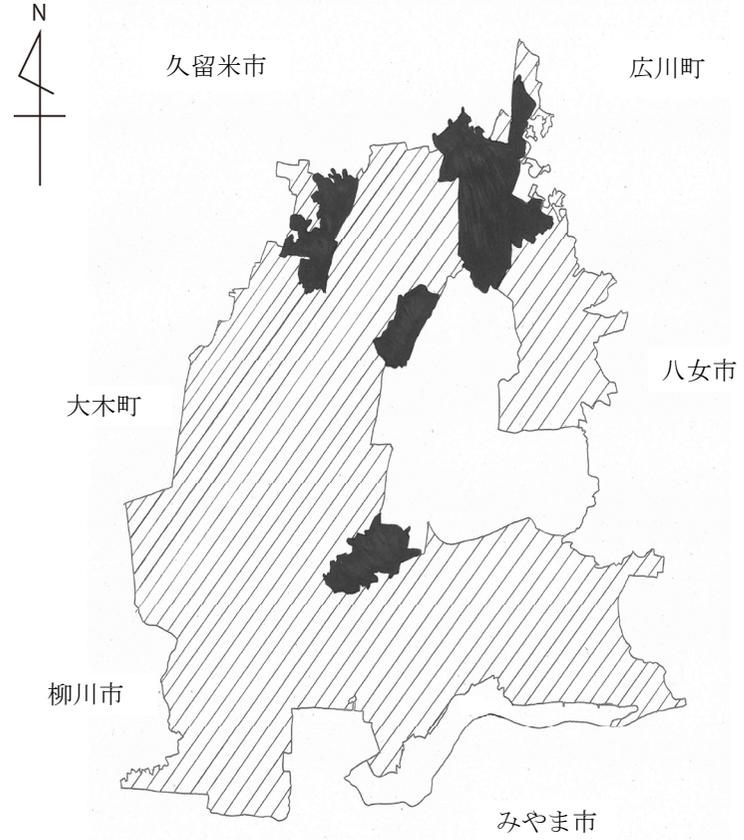
1 農業振興地域名

筑後地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

農業振興地域の区域を表示した図面（筑后市）



凡例	行政区域	
	農業振興地域の区域	
	今回除外する区域	

福岡県告示第343号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系切通川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町今福字城の下612番1及び612番4から612番16まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字草木字北の前293番地の1
株式会社瀬口組
代表取締役 瀬口 直紀

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
税制改正に伴う不申告加算の割合見直し等に係る税務システムの改修業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日

令和6年3月26日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社B C C
- (2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

37,162,400円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称

令和6年度福岡県自動車税種別割納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
TOPPANエッジ株式会社

(2) 住所
福岡市博多区博多駅前四丁目4番15号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
47,063,739円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称
自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）申告受付等に係る業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部税務課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
福岡県自動車販売店協会

(2) 住所
福岡市東区千早三丁目9番23号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
204,035,700円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部財務課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
T I S株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
社会福祉法人 共生の里	支援法人の住所	行橋市大字矢留字原1246番	行橋市南泉二丁目28番3号	令和5年12月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク来春店

(2) 所在地 朝倉市大字来春6番地の1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出のあったマルシヨク来春店の変更に関する事項について、特段の問題はありません。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡岡垣町山田～遠賀郡岡垣町野間	令和6年4月19日から 令和6年7月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県うきは市	令和6年5月7日から 令和6年11月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県久留米市、朝倉市、うきは市、小郡市、三井郡大刀洗町	令和6年5月13日から 令和6年11月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

実施地域	実施期間
福岡市南区太平寺一丁目地内	令和6年4月8日から 令和6年4月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真測量、航空写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八幡・行橋農林事務所管内市町全域（北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町）	令和6年5月7日から 令和6年9月30日まで

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
税務システム運用管理等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年3月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社BCC

(2) 住所

福岡市中央区六本松二丁目12番19号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

66,077,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

解散した清算法人角田北部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年5月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
榎本 秀樹	豊前市大字畠中141番地
榎本 止造	豊前市大字畠中195番地2
磯田 清	豊前市大字松江300番地
沼田 耕一	豊前市大字松江427番地1
木下 俊幸	豊前市大字松江1531番地1
長松 市郎	豊前市大字松江1541番地

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第17号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和6年5月31日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

- 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福岡県第1区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 25,924,800 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	山本 剛正	候補者届出政党又は所属党派	日本維新の会	出納責任者氏名	大塚 伸一
第2回報告分	期間	令和3年11月16日から令和3年12月28日まで		報告書受理年月日	令和6年5月8日

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費 0円
(職業)	屋敷費 0円
(寄附額)	(選挙事務所費 0円)
	(集会会場費 0円)
	通信費 0円
	交通費 0円
	印刷費 0円
	広告費 0円
	文具費 0円
	食糧費 0円
	宿泊費 0円
その他の寄附	雑費 2,680,118円
その他の収入	
今回計	0円
前回計	3,750,000円
総計	3,750,000円
	今回計 2,680,118円
	前回計 3,280,328円
	総計 5,960,446円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第126号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和6年5月31日

福岡県公安委員会

- 審査の種類
技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和6年7月1日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
令和6年7月2日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和6年7月9日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	遠賀郡遠賀町大字今古賀81番地の5 おんが自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
令和6年7月10日（水曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		福岡市南区花畑4丁目8番1号 マイマイスクール花畑	大型二輪及び普通二輪免許
令和6年7月12日（金曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		福岡市城南区田島6丁目12番26号 福岡県自動車学校	普通及び普通第二種免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
--------------	-------

大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和6年6月18日（火曜日）まで（福岡県の休日を含める条（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和6年6月18日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第127号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年5月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和6年7月8日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署
令和6年7月18日（木） 午後1時30分～午後4時30分	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
令和6年7月24日（水） 午後1時30分～午後4時30分	筑紫野市上古賀一丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第128号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年5月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年7月25日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目

午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第129号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和6年5月31日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年8月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年8月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第130号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和6年5月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年7月28日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第131号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定

により告示する。

令和6年5月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年7月7日（日） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。